

光回線インターネット接続サービス のおとり広告に関する注意

管理会社を装って、光ファイバー設備が設置されていない集合住宅にチラシを配布する事業者にご注意ください。

事業者にご連絡するとホームルーター等の勧誘が行われます。あたかも、光ファイバー設備が設置されているかのように表示して、こうした勧誘を行うことは、景品表示法のおとり広告告示違反になります。



入居者様各位

重要

インターネット通信設備に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
当マンションは、光ファイバー設備が導入済みであり、高速無制限のインターネット通信がご利用可能となっております。ご利用希望の方は、下記までご連絡ください。

受付期間：令和●年×月○日（日）20：00まで

【光回線受付センター】

△■通信株式会社 担当 ●山、■田
電話番号：0120-XXX-XXX
(受付時間：10時～20時)
受付フォーム：[https:// xxx.com](https://xxx.com)

疑問や不安を感じた場合は、まずは、御自身の集合住宅の管理会社に確認してください。

消費者ホットライン「188（いやや!）」



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan